

## 「ビジネスと人権」に関する行動計画の業界団体等への周知について

令和8年4月17日  
内閣官房副長官補室

関係府省庁各位

### 1 業界団体及び独立行政法人への周知

(1)「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)の第2章1(2)及び同章4(2)に従い、全府省庁において、業界団体等及び独立行政法人に対して改定版行動計画等の周知を行う必要があるところ、別添の周知依頼のひな形を活用しつつ、各府省庁所掌の団体に対して、周知を行っていただけますようお願いいたします。

#### 【参考】

第2章1(2)②独立行政法人等が指導原則に沿って人権尊重に取り組むことの確保(人権方針の策定や、事業報告等における情報公開、取組報告の働きかけ等、各法人における指導原則及びガイドラインに沿った人権尊重の取組促進の検討)

第2章4(2)①中小企業を含む企業に対する情報・助言・支援等の提供(業界団体等を通じた企業への新計画やガイドラインの周知・啓発／産業や中小企業の特性を考慮した手引き・好事例の作成及び共有の推進)

(2)また、周知の実績を把握したく、本年5月29日(金)までに、どの団体に、いつ、どのような形で周知を実施されたか、団体等からのフィードバックの有無等について、別添エクセルフォームに記入した上で、以下の外務省宛先までお知らせいただくと幸いです(業界団体等への周知の他、改定版高等計画の配架やウェブサイトへの掲載、セミナー等での配付実績があれば、記入願います。)

### 2 政府職員への周知

(1)改定版行動計画の第2章4(2)では、全府省庁において、政府関係者の能力構築の強化についての取組が記載されているところ、同計画等を用いて、各府省庁職員に対する啓発を進めていただけますようお願いいたします。

#### 【参考】

・第2章4(2)②教育研修の実施による啓発の促進(政府職員・地方公共団体職員に対する指導原則の保護・尊重・救済の視点を盛り込んだ人権教育・研修等、政府関係者の能力構築の強化)

(2)各府省庁による取組の実績については、明年の改定版行動計画に関する1年目レビューの際に取りまとめの外務省に提出いただくため、今回提出は不要です。

(別添)

- 独立行政法人等への周知依頼のひな型
- 業界団体等への周知依頼のひな型
- (作業依頼)業界団体及び独立行政法人への周知実績
- 「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)の概要
- 「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)(本文)

(問合せ先)

外務省総合外交政策局人権人道課(豊原)

TEL : 03-5501-8420

Email: [chie.toyohara@mofa.go.jp](mailto:chie.toyohara@mofa.go.jp)